
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	ステップ 2 の総括—実効金利法による償却原価測定に関する定め

I. 本資料の目的

1. これまでのステップ 2 における審議では、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）に関する次の論点については、実効金利法による償却原価測定等の IFRS 第 9 号の分類・測定に関する規定と関連性があることから、両方を含めて全体的に整合的となることに留意しつつ引き続き検討することとしている。

そのため、本資料は、IFRS 第 9 号における実効金利法による償却原価に関する定めを確認し、今後の審議において、ステップ 2 での取り入れ方の組み合わせを検討する上で考慮すべき、各論点の関連性に関する事務局の分析について、ご意見を伺うことを目的としている。なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。

- 貨幣の時間価値の考慮
- 信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法
- 債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討

II. 会計基準の定めの確認

IFRS 第 9 号における定め

(実効金利法による償却原価測定)

2. IFRS 第 9 号では、金融資産又は金融負債の償却原価の算定及び金利収益又は金利費用の関連期間にわたる配分及び純損益への認識には実効金利法を適用することが要求されている（IFRS 第 9 号付録 A 実効金利法の定義、IFRS 第 9 号 5.4.1 項）。
3. 償却原価は、帳簿価額を将来の支払又は受取りの見積額を実効金利で割り引いた現在価値に等しくする測定方法と説明されているが（IFRS 第 9 号 BC5.233 項）、実効金利については次のとおり定義されている。

(IFRS 第9号付録A 定義)**実効金利**

- 金融資産又は金融負債の予想存続期間を通じての将来の現金の支払又は受取りの見積りを、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債の償却原価まで正確に割り引く率。

実効金利を計算する際に、企業は、期待キャッシュ・フローの見積りを、当該金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮することによって行わなければならないが、予想信用損失を考慮してはならない。

この計算には、契約の当事者間で授受されるすべての手数料及びポイントのうち実効金利の不可分な一部であるもの（B5.4.1項からB5.4.3項参照）、取引コスト、及び他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれる。

類似した金融商品のグループのキャッシュ・フロー及び予想存続期間は信頼性をもって見積ることができるという推定がある。しかし、金融商品（又は金融商品グループ）のキャッシュ・フロー又は予想存続期間を信頼性をもって見積ることが可能でない稀な場合には、企業は当該金融商品（又は金融商品グループ）の契約期間全体にわたる契約上のキャッシュ・フローを使用しなければならない。

4. 前項の定義のとおり、IFRS 第9号の実効金利には、約定利息だけでなく、実効金利に不可分な契約の当事者間で授受される手数料が含まれるが、これに関し、IFRS 第9号は、金融サービスに対する手数料という名称は、提供されたサービスの性質及び実質を示していない場合があるため、実効金利の不可分の一部である手数料は、金融商品が純損益を通じて公正価値で測定される場合を除き、実効金利の調整として扱うものとしている（IFRS 第9号B5.4.1項）。
5. IFRS 第9号は、前項の実効金利の不可分の一部である手数料と、実効金利の不可分の一部ではなくIFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第15号」という。）に従って会計処理される手数料として以下を例示している。

(IFRS 第9号B5.4.2項)

- 金融商品の実効金利の不可分の一部である手数料には、次のものが含まれる。
 - (a) 金融商品の組成又は取得に関して企業が受け取った組成手数料。こうした手数料には、借手の財政状態の評価、保証・担保及び他の保全の取決めの評価と記録、金融商品の条件の交渉、文書の作成と処理及び取引の

終結などの活動に対する補償が含まれる場合がある。これらの手数料は、結果として生じる金融商品への関与の生成の不可分の一部である。

- (b) ローン・コミットメントが 4.2.1 項(a)¹に従って測定されておらず、企業が具体的な融資の取決めを行う可能性が高い場合に、企業が貸付金を組成するために受け取ったコミットメント手数料。これらの手数料は、金融商品の取得に対する継続的な関与に対する補償とみなされる。コミットメントが企業が貸付けを行わないまま期限満了となる場合には、手数料は期限満了時に収益として認識される。
- (c) 償却原価で測定される金融負債の発行時に支払った組成手数料。これらの手数料は、金融負債への関与の生成の不可分の一部である。企業は、金融負債に係る実効金利の不可分の一部である手数料及びコストを、投資管理サービスなどのサービスを提供する権利に関する組成手数料及び取引コストと区別する。

(IFRS 第 9 号 B5.4.3 項)

- 金融商品の実効金利の不可分の一部ではなく、IFRS 第 15 号に従って会計処理される手数料には、次のものが含まれる。
 - (a) 貸付金の元利金徴収に対して課される手数料
 - (b) ローン・コミットメントが 4.2.1 項(a)に従って測定されておらず、具体的な融資の取決めが行われる可能性が低い場合に、貸付金を組成するために受け取ったコミットメント手数料
 - (c) 融資の取りまとめを行い、融資パッケージのどの部分も自分では保持しない（又は他の参加者と同様のリスクに対して同じ実効金利で一部分を保持する）企業が受け取るローン・シンジケーション手数料

6. 実効金利の定義に従い、貸付金の償却原価は、每期、予想存続期間にわたる契約上のキャッシュ・フローを当初実効金利で割り引いた現在価値で測定されることになるが、事後的にキャッシュ・フローの見積りが変更された場合（ただし認識が中止されない条件変更及び予想信用損失を除く。）について、IFRS 第 9 号は次のとおり定めている（IFRS 第 9 号 B5.4.6 項の処理を以下「キャッチアップ修正」という。）。

¹ 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

(IFRS 第9号 B5.4.6 項)

- 企業が支払又は受取りの見積りを修正する場合（5.4.3 項に従った条件変更及び予想信用損失の見積りの変更を除く²⁾）には、実際のキャッシュ・フロー及び改定後の見積キャッシュ・フローを反映するために、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債（若しくは金融商品グループ）の償却原価を修正しなければならない。企業は、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債の償却原価の再計算を、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を当該金融商品の当初の実効金利（若しくは、購入又は組成した信用減損金融資産については、信用調整後の実効金利）、又は、該当がある場合には、6.5.10 項に従って計算した改訂後の実効金利³⁾で計算して行う。この修正は、純損益に収益又は費用として認識される。

(IFRS 第9号 B5.4.5 項)

- 変動金利の金融資産と変動金利の金融負債については、市場金利の動きを反映するためのキャッシュ・フローの定期的な再見積りにより実効金利が変更される。変動金利の金融資産又は変動金利の金融負債が、満期日に受け取るか又は支払う元本に等しい金額で当初認識されている場合には、将来の利払いの再見積りは当該資産又は負債の帳簿価額に通常は重大な影響を与えない。

7. なお、前回第 487 回企業会計基準委員会（2022 年 9 月 21 日開催）の審議事項（3）-3「債権のリストラクチャリングに伴う条件変更の会計処理に関する検討」でお示ししたとおり、IFRS 第9号では、条件変更において認識が中止されない場合についても、同様のキャッチアップ修正が行われる（IFRS 第9号第 5.4.3 項）。

日本基準における定め**(債権の貸借対照表価額等)**

8. 我が国の金融商品会計基準等⁴⁾では、組成した債権の貸借対照表価額について償却原価法を適用するとの定めは設けられていない。そのため、組成した貸付金の利息

²⁾ 本資料第7項参照

³⁾ 償却原価測定される金融商品に係る公正価値ヘッジ調整

⁴⁾ 本資料では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

収益は約定利率に基づいて認識される。

9. 一方、債権を取得した場合の債権の貸借対照表価額等に関して次のように定められている。

(金融商品会計基準第 14 項)

- 債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額を貸借対照表価額とする。

(金融商品実務指針第 105 項)

- 償却原価法の適用においては、将来キャッシュ・フローの現在価値が取得価額に一致するような割引率(実効利率)に基づく利息法によることを原則とする。ただし、契約上、元金の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合には、定額法によることができる。なお、債権の取得価額が、債務者の信用リスクを反映して債権金額より低くなっている場合には、信用リスクによる価値の低下を加味して将来キャッシュ・フローを合理的に見積もった上で償却原価法を適用する。

(償却原価法)

10. 金融商品会計基準等では、償却原価法について次のとおり定められている。

(金融商品会計基準第 16 項 (注 5))

- 償却原価法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。なお、この場合、当該加減額を受取利息又は支払利息に含めて処理する。

(金融商品会計実務指針第 70 項)

- 金融商品会計基準第 16 項では、満期保有目的の債券は、「債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。」とされている。

取得価額と債券金額との差額(以下「取得差額」という。)が発生する要因には、クーポンレートと取得時の市場利率との調整に基づくものと債券の発行体の信用力の変動や減損及びその他の要因があるが、償却原価法の対象

となるのは、取得差額が金利の調整部分（以下「金利調整差額」という。）により生じた場合に限定される。

- 償却原価法は、有価証券利息をその利息期間（受渡日から償還日まで）にわたって期間配分する方法であり、以下の利息法と定額法の二つの方法がある。原則として利息法によるものとするが、継続適用を条件として、簡便法である定額法を採用することができる。

(1) 利息法とは、債券のクーポン受取総額と金利調整差額の合計額を債券の帳簿価額に対し一定率（以下「実効利率」という。）となるように、複利をもって各期の純損益に配分する方法をいい、当該配分額とクーポン計上額（クーポンの現金受取額及びその既経過分の未収計上額の増減額の合計額）との差額を帳簿価額に加減する。

(2) 定額法とは、債券の金利調整差額を取得日（又は受渡日）から償還日までの期間で除して各期の純損益に配分する方法をいい、当該配分額を帳簿価額に加減する。

11. 金融商品実務指針等では、償却原価法は金利調整差額のみを対象（本資料第9項及び10項参照）とする理由について、次のとおり説明されているが、金融手数料が金利として取り扱われるかということについて明示的には記載されていない。

（金融商品実務指針第274項）

- 債券の取得の際に生じる取得差額の要因としては、クーポンレートと取得時の市場利率との調整に基づくものが通常であるが、発行後に発行体の信用力の重要な低下により市場価格が下落した債券を購入した場合には、取得差額は金利調整差額以外の部分から構成されることになる。

償却原価法においては、債券が予定された期日に債券金額で償還されることが前提とされている点から、本報告では、取得差額が金利調整差額から構成されている場合のみ償却原価法を適用できることとした。なお、満期保有目的の債券は、当該保有目的区分へ分類するための要件から、信用リスクの高くない債券が対象となるため、一般に、取得差額は金利調整差額のみから構成されるものとみなすことができる。

以上のように、取得差額のうち償却原価法の対象とされるのはクーポンレートと市場利率との調整部分であるから、その適用によって取得価額に加減する金額の性格は有価証券利息にほかならない。したがって、償却原価法の処理方法は、利息の合理的な期間配分を目的とする利息法によることを原則

とすべきであるが、当該方法の計算の複雑性を考慮して、継続適用を条件として、簡便法である定額法によることもできることとした。

12. 金融手数料について、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識基準」という。)では、顧客との契約から生じる収益に該当する金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料については、金融商品会計基準の見直しと合わせて検討を行う予定であることから、同会計基準の適用対象外としている(収益認識基準第 3 項(5))。そのため、日本基準における実務では、これらの金融手数料は、提供する役務の内容によって、実現主義に基づき、金融取引の成立時点や金融取引の契約期間にわたって収益が認識されていると考えられる⁵。

III. ASBJ 事務局の分析

(実効金利法による償却原価に関する定めと各論点間の関連についての再整理)

13. 本資料第 2 項から前項までを踏まえると、本資料第 1 項の論点をステップ 2 でどのように取り入れるかの検討においては、以下の IFRS 第 9 号の分類・測定及び減損に関連する以下の項目ないし論点について、相互の関連性を考慮し、セットで取り入れる必要があるかを考慮するものと考えられる。
- (1) 償却原価の採用
 - (2) 利率
 - (3) 引当における貨幣の時間価値の考慮
 - (4) 信用減損資産に係る利息収益の認識
 - (5) 認識の中止
 - (6) 条件変更
14. 前項の各項目間の関連性について、ASBJ 事務局では以下のように整理され得ると考えている。

⁵ 第 358 回企業会計基準委員会(2017 年 4 月 10 日開催) 審議事項(5)-7「収益認識に関する包括的な会計基準の開発—金融商品に関する会計基準の範囲の検討」

- (1) において償却原価を採用した場合、(2)の利率に関する定めを置く必要がある。これに関して、IFRS 第9号では実効金利が採用されているが、過去の審議において、実効金利ではなく約定利子率金利を使用する、又は約定利子率の使用の選択を認めるべきかが議論された。これは、本資料第5項で記載した金融商品の実効金利の不可分の一部である手数料の範囲に関連するものとも言える。
- (3) 引当における貨幣の時間価値の考慮と(4)信用減損資産に係る利息収益の認識は、次の理由により(1)の償却原価の考え方と結び付いているため、ステップ2で組成した貸付金について償却原価法を採用する場合には、基本的には(3)と(4)もセットで取り入れることが考えられる。
 - (3)は、貸倒引当金控除前の償却原価は契約上のキャッシュ・フローを実効金利で割り引いた金額であるため、回収が見込まれなくなったキャッシュ・フローについても同様に実効金利で割り引くことにより償却原価の考え方と整合させるものである。
 - (4)信用減損資産⁶に係る利息収益の認識は、償却原価の基礎となる期待キャッシュ・フロー⁷からは概念的に現在価値の巻戻しが生じるため、これを利息収益として認識するとの考えに基づいている。
- (6) 条件変更の会計処理については、IFRS 第9号では認識が中止されるかどうかにより会計処理が異なるため、(5)認識の中止とあわせて検討することが必要と考えられる。

IV. ASBJ 事務局の提案

15. 次回以降の企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会では、本資料第13項の6つの項目について、本資料第14項のASBJ事務局の分析でお示した相互の関連性を考慮して、ステップ2におけるこれらの取り入れ方の組み合わせについて具体的な検討を行うことでどうか。

⁶ 当初認識後に信用減損したもの(ステージ3)と購入又は組成した信用減損金融資産(POCI)がある。

⁷ 契約上のキャッシュ・フローから、キャッシュ・フロー不足額を控除した正味のキャッシュ・フロー

ディスカッション・ポイント

本資料第 15 項の事務局提案についてご意見を伺いたい。

以 上